

第3次
名護市教育振興基本計画
令和2年度～6年度

令和2年2月25日
名護市教育委員会

（市民憲章）

- 私たち名護市民は人間を尊び、すべてに広い心と豊かな愛情で接します。
- 私たち名護市民は自然を愛し、文化財を大切にします。
- 私たち名護市民はいたわりあって健康な生活を築きます。
- 私たち名護市民はきまりを守り、社会を明るくします。
- 私たち名護市民は伸びゆく力を育て、未来へ前進します。

教 育 長 挨 拶

人工知能（AI）やビッグデータ、IoT（モノのインターネット）等の先端技術があらゆる産業や社会生活に取り入れられるなど、社会の在り方そのものが劇的に変化していく超スマート社会（Society5.0）の到来や、社会的・経済的な結びつきが地球規模で急速に深まるグローバル化の中で多様性ある社会の形成、さらに、人口減少・少子高齢化の進展に伴う持続可能で自立的な地域社会の創生など、今、社会はかつてなく大きな変革期にあります。

教育に関する分野においても、学習指導要領の改訂をはじめ「新時代の学びを支える先端技術活用推進方策」、「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」など、矢継ぎ早に各種の答申等がなされています。

本市の教育は、このような急激な変化を的確に捉え、教育の本質に立ち、一人一人が自らの持つ感性や創造性を発揮し、可能性やチャンスを最大化する多様な人材の育成に向けて、教育環境及び教育条件の整備に取り組んでまいります。

第3次名護市教育振興基本計画は、令和2年度を初年度とする本市教育の振興に向けた今後5年間の基本的な計画です。国及び沖縄県教育振興基本計画等を参酌し、名護市の上位計画である「第5次名護市総合計画」との整合を図るとともに、第2次名護市教育振興基本計画の成果や課題等を踏まえ、生涯学習社会を構築する中で、自立した人間として主体的に判断し、多様な人々と協働しながら、新たな価値を創造していく基本理念や基本方針、また、それらの実現へ具体的な施策等について示しています。

教育行政においては、本計画の「学びに向かい つながり しなやかに未来を拓く」基本理念の実現へ、「豊かな学びを育む教育の推進」、「生涯を通じた多様な学びを支える環境づくりの推進」、「学校・家庭・地域の連携・協働の推進」の基本方針に基づき、「学校教育内容の充実」や「歴史文化の保存・活用」など、各施策について組織的に推進してまいります。

本計画が名護市の教育を理解する資料として広く活用いただくことを願うとともに、策定へ御尽力くださいました皆様に心から感謝申し上げます。

令和2年2月25日
名護市教育委員会
教育長 岸本 敏孝

目 次

第1章	計画策定に当たって・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	計画の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	国・沖縄県の教育施策の動向・・・・・・・・	3
第2章	基本的な方向性・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1	基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・	6
2	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	6
3	計画の体系表・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第3章	名護市の教育の現状と課題及び今後の具体的施策	8
1	第2次「名護市教育振興基本計画」の成果と課題	9
2	第3次「名護市教育振興基本計画」の具体的施策	15
	Ⅰ 豊かな学びを育む教育の推進	
	・学校教育内容の充実	15
	・学校教育環境の充実	22
	Ⅱ 生涯を通じた多様な学びを支える環境づくりの推進	
	・歴史文化の保存・活用	27
	・図書館機能の充実	31
	・芸術文化活動の充実	34
	・公民館活動の充実	37
	・スポーツ・レクリエーション活動の充実	39
	Ⅲ 学校・家庭・地域の連携・協働の推進	
	・地域や家庭の教育力の向上	42
第4章	推進方策	46

第 1 章

計画策定に当たって

1 計画の趣旨

教育振興基本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、国の教育振興基本計画を参酌し、本市の実情に応じ、本市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定（努力義務）されるものです。

本市では、平成 26 年 4 月に「第 2 次名護市教育振興基本計画」（平成 26 年度～平成 31 年度）を策定し、「学校教育」、「社会教育」、「家庭教育」に関する指針として、市の教育の振興に取り組んできました。

その計画に基づき、複式学級の課題解消や小中一貫教育を推進し、屋我地ひるぎ学園の開校、学校施設の耐震化の実施などによる教育環境の充実、学力向上の推進、社会教育における各種講座・教室の開催、家庭教育に関する学びの場の提供、保幼小連携の推進や就学前教育の環境整備など、各種施策を展開してきました。

近年の社会情勢は、人口減少・少子高齢化、急速な技術革新やグローバル化の進展により社会・産業構造は大きく変化しており、教育行政においてもその変化に対応することが求められています。

こうした中、国においては、平成 30 年 6 月に第 3 期教育振興基本計画（平成 30 年度～令和 4 年度）が閣議決定され、同計画においても、2030 年以降の社会の変化を見据えた教育施策の在り方が示されています。

本計画は、国、県の教育振興の方針を踏まえながら、めまぐるしい社会情勢の変化や本市の実情や課題に対し、柔軟に対応していくため、新たに「第 3 次名護市教育振興基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第 17 条第 2 項に基づき、国、県の教育振興基本計画を踏まえ、本市における教育の振興を図るための基本的な計画です。

また、本市の上位計画である「第 5 次名護市総合計画」との整合性と連携を図ります。

3 計画の期間

本計画は、令和 2 年度を初年度とし令和 6 年度を目標とした 5 か年間の計画とします。なお、国の教育に関する施策の変更や社会状況、教育を取り巻く環境の変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

4 国・沖縄県の教育施策の動向

本市教育委員会は、国及び沖縄県の教育施策の動向を踏まえ、整合性を図りながら「第3次教育振興基本計画」を策定します。

(1) 国の教育施策

ア 教育基本法（平成 18 年 12 月 22 日施行）

教育基本法（一部抜粋）

（教育振興基本計画）

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

イ 第 3 期教育振興基本計画（平成 30 年 6 月）

これまでの「第 2 期教育振興基本計画」において掲げられた「自立」、「協働」、「創造」の 3 つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引継ぎつつ、2030 年以降の社会の変化を見据えた教育政策の在り方を示す計画である。

○2030 年以降の社会像の展望を踏まえた個人と社会の目指すべき姿と教育の役割

- ・ 個人においては、「自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材を育成していくこと」が重要である。
- ・ 社会においては、「一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現」が求められ、「社会の持続的な成長・発展」を目指していくことが重要となる。

○教育政策に関する基本的な方針

生涯にわたる「可能性」と「チャンス」の最大化に向けた視点、教育政策を推進するための基盤に着目した、5 つの基本方針

1. 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
2. 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
3. 生涯学び、活躍できる環境を整える
4. 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
5. 教育政策推進のための基盤を整備する

※2030 年頃には IoT(Internet of Things)やビッグデータ、AI 等をはじめとする技術革新やグローバル化の一層の進展、人口構造の変化や女性・高齢者等の活躍等の進展、雇用環境の変化等が予測されている。(国・教育振興計画)

(2) 沖縄県の教育施策（平成 24 年度～令和 3 年度）

ア 沖縄県教育振興基本計画

教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づき、沖縄県の教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定され、4 つの教育目標を定めています。

○沖縄県教育振興基本計画「教育目標」

1. 自ら学ぶ意欲を育て、学力の向上を目指すとともに、豊かな表現力とねばり強さをもつ幼児児童生徒を育成する。
2. 平和で安らぎと活力ある社会の形成者として、郷土文化の継承・発展に寄与し、国際社会・情報社会等で活躍する心身ともに健全な県民を育成する。
3. 学校・家庭・地域社会の相互の連携及び協力のもとに、時代の変化に対応し得る教育の方法を追求し、生涯学習社会の実現を図る。
4. 幅広い教養と専門的能力を培うとともに、高い公共性・倫理性を保持しつつ、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、改善していく資質を有する人材を育成する。

第 2 章

基本的な方向性

1 基本理念

学びに向かい つながり しなやかに未来を拓く

変化の激しい社会の中、夢と志を持ち、未来を拓く「生きる力」を育むため、一人一人が主体的に学び、可能性とチャンスを最大化するとともに、様々な人々と協働しながら、知性を磨き、柔らかな思考・判断で新たな価値を創造する心豊かでたくましい人づくりを目指します。

また、人生 100 年時代を見据え、生涯学びに向かい、社会に参画しつながり、豊かで安心して暮らせる社会（未来）の実現を目指します。

2 基本方針

I 豊かな学びを育む教育の推進

急速な技術革新やグローバル化の進展、社会構造の変化など予測困難な社会において、夢と志を持ち、未来を拓く「生きる力」を育むため、主体的に学び、他者と協働しながら新たな価値を創造し、たくましく生きる、心豊かで心身ともに健康な幼児・児童・生徒の育成を進めるための、学びを育む教育の推進に取り組みます。

II 生涯を通じた多様な学びを支える環境づくりの推進

人生 100 年時代を見据え豊かな人生を送るため、世代、性別などに関わらず多様な人々が生涯にわたってあらゆる機会に、あらゆる場所において学び、一人一人が活躍できる環境づくりに取り組みます。

また、多様な学びを支える、学習・活動の拠点となる社会教育施設（公民館、博物館、図書館）の機能の充実や歴史文化・芸術活動及びスポーツ活動に親しむ環境づくりに取り組みます。

III 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

地域のつながりの希薄化や多様化する家庭環境に対し、子どもの育ちの基礎となる家庭教育を地域全体で支え、学校・家庭・地域がそれぞれ持つ役割を担い、互いに連携・協働できる環境づくりに取り組みます。

3 計画の体系表

基本方針	基本施策	具体的施策	頁
Ⅰ 豊かな学びを育む教育の推進	1 学校教育内容の充実	(1)学力向上の推進	15
		(2)豊かな心と健やかな体を育む教育の推進	16
		(3)特別支援教育の充実	18
		(4)国際社会に対応できる人材の育成	18
		(5)幼児教育の充実	19
	2 学校教育環境の充実	(1)環境整備の充実	22
		(2)学校支援の充実	23
		(3)学校給食の充実	25
Ⅱ 生涯を通じた多様な学びを支える環境づくりの推進	1 歴史文化の保存・活用	(1)文化財の保存及び普及・活用	27
		(2)市民の市史づくり	28
		(3)新博物館建設と博物館活動の充実	29
	2 図書館機能の充実	(1)市民に開かれた利用しやすい図書館運営	31
		(2)全市域の市民へ公平なサービスの提供	32
	3 芸術文化活動の充実	(1)芸術文化の振興	34
		(2)芸術文化活動担い手支援	35
		(3)市民会館の管理・運営の充実	36
	4 公民館活動の充実	(1)中央公民館の充実	37
	5 スポーツ・レクリエーション活動の充実	(1)生涯スポーツの充実	39
		(2)夢を育む競技スポーツの推進	40
		(3)スポーツ施設の整備拡充	41
Ⅲ 学校・家庭・地域の連携・協働の推進	1 家庭や地域の教育力の向上	(1)青少年の健全育成に向けた取組の充実	42
		(2)家庭・地域の教育力向上の推進	43
		(3)社会教育団体の活性化	45

第 3 章

名護市の教育の現状と課題及び今後の具体的施策

1 第2次「名護市教育振興基本計画」の成果と課題

各取組の成果と課題

評価：A.計画どおりに進んでいる B.概ね計画どおりに進んでいる C.遅れている D.取り組むことができなかった

見直し：A.継続 B.継続するが改善見直し必要 C.廃止休止 D.完了

	具体的施策	評価	見直し	成果	課題
1 より良い 教育環境の 整備	(1)教育環境の整備 と支援の充実	B	B	複式学級の課題解消について、複式 学級環境改善教師を配置し児童一人 一人に目配りを行い、学習に対して 集中できるよう環境を整えている。 また、児童生徒等に対する県外派遣 等補助金については、補助対象を拡 大するなど事業の充実が図られた。	通学区域の見直し・検討について、 屋部小学校区域の人口増に伴う児童 数の増加、安和小学校の複式学級解 消など様々な見地から検討をする必 要がある。 また、教育の日については、広く市 民の方々に、教育に対する関心を高 めるための取組が必要である。
	(2)学校教育環境・ 整備の充実	A	A	学校施設の耐震化については、平成 30年度末で100%完了している。グラ ウンド整備や学校遊具の修繕等につ いても計画どおりに進捗している。	クーラーの導入により、その修繕費 が増加傾向となってくることから、 点検や清掃など適切な維持管理が必 要となる。
	(3)小中一貫教育の 推進	B	B	H28屋我地ひるぎ学園が開校した。 9年間を通じた教育課程、教育課程 特例校（1年生からの英語活動）、 小規模特認校などで成果をあげてい る。	9年間の教育課程や特色ある教育活 動について理解を深めた教職員が異 動することにより、毎年、校内体制 を再構築する必要がある。
	(4)学校給食の充実	B	A	学校給食費の徴収率向上への取り組 みの中で、滞納した給食費について の納付指導や分納相談に努め、その 結果、徴収率は向上に繋がった。ま た、栄養士や栄養教諭と食材の地産 地消の推進を図った。	新しい学校給食施設の再整備に向け て取組が必要である。
	(5)名護市立教育研 究所運営の充実	B	B	学校教育の直面した課題を研究テー マとし、学校と一体となって研究を 進めることができた。	研究成果を名護市小中学校等で広く 共有することが求められている。
2 確かな学 力を身に つけさせ る教育の 推進	(1)学力向上推進事 業の充実	B	B	市研究指定グループを指導主事等の 専門性を生かした教科で設定し、研 究の支援を行った。	授業力向上に向けた取組で、効果的 な研修の実施、指導主事等の支援の あり方を検討する必要がある。
	(2)ICT（情報通 信技術）を活用し た教育の推進	C	B	実物投影機を全校に配置できた。 小中学校の普通教室、特別支援教 室、理科教室へ教育用パソコンの配 置を行った。	タブレット端末及び統合型校務支援 システムの導入、校内LANの整 備、電子黒板移行への検証を行う必 要がある。
	(3)国際社会に対 応できる人材の 育成	B	B	小中学生英語体験学習について、毎 年好評を得ており、応募者数も多い ため、2回開催から3回開催に増や した。	英検の補助金活用率が伸びないた め、補助の対象等の検討が必要であ る。
	(4)キャリア教育の 充実	B	B	ジョブシャドウイング(全小学校)及 び職場体験(全中学校)を中心にキャ リア教育を実施し、学校が必要とす る支援を行った。	継続した周知と支援活動を行い、質 の高いキャリア教育とする必要があ る。受け入れをする地域や企業の協 力をさらに推進する必要がある。
	(5)幼児教育の充実	B	B	専門指導員、指導主事配置による園 内研修、各種研修会の実施により幼 稚園教諭の資質向上が図られた。	すべての就学前施設において同じ水 準で質の高い幼児教育を目指す。
	(6)教育関係機関等 との連携	B	B	研修等で教育関係機関等と連携する 機会が増加している。	科学教育機関と連携した理科教育の 充実には至っていないため、取組方 法等について検討する必要がある。

評価：A.計画どおりに進んでいる B.概ね計画どおりに進んでいる C.遅れている D.取り組むことができなかった
見直し：A.継続 B.継続するが改善見直し必要 C.廃止休止 D.完了

	具体的施策	評価	見直し	成果	課題
3 児童生徒理解に基づく教育の推進	(1)心豊かな人間性を育む教育の推進	B	B	道徳の教科化に向けて、市主催の研修会や市及び県の研究指定で研究を深め、道徳授業の充実が図られた。	新学習指導要領で示された「特別の教科道徳」について、教職員の理解と授業改善が必要である。
	(2)人権教育や平和学習の充実	B	B	人権教育及び平和学習について、全職員が共通理解のもと指導が図られるよう奨励した。	人権教育及び平和学習について、学校と連携を取り支援を図る必要がある。
	(3)生徒指導の充実	B	B	連絡協議会を学校別に行い、校種による課題等を協議することで、より具体的な協議が行えた。	不登校児童生徒数は増加している。不登校が継続している児童生徒が多いため、どのように支援し、登校復帰につなげるか検討が必要である。
	(4)特別支援教育の充実	B	B	教職員、支援者等に研修等を行った。	校内支援体制が十分でない学校への支援や医療的ケアの必要な児童生徒への対応が必要である。
4 文化の保全・活用	(1)文化財の保全及び普及・活用	B	A	重要文化財「津嘉山酒造所施設」の保存修理事業の完了や天然記念物「名護市嘉陽層の褶曲」保存活用計画を策定した。	開発に伴う文化財調査の実施体制強化及び出土遺物等の保存活用の検討が必要である。
	(2)博物館活動の充実	B	B	展示会・講演会・講座など、年15回以上実施できた。	平成31年度より新館建設のため休館となり、展示会等の活動が制限されることになるが、その中でもどのような活動ができるか検討する必要がある。
	(3)市民の市史づくり	C	A	本編2巻、資料編等3巻を刊行した。高校生とともに考える名護やんばの沖縄戦（戦跡めぐり）や市史セミナーなどの普及活動を実施している。歴史的文書について整理・保存を行っている。	本編・資料編等全19巻中14巻を刊行済みであり、令和4年度までに全巻を刊行予定。刊行終了後の資料の管理と活用の方法について、検討する必要がある。
	(4)新博物館の建設	C	B	新館建設予定地が決定し、平成30年度には基本設計を実施した。	北部連携事業期間は、時限立法によりR3年度内で事業完了する必要がある。
5 図書館サービスの充実	(1)市民に開かれた利用しやすい図書館運営	B	A	平成27年1月より開館時間延長及び祝日開館を実施している。学校司書と連携し、推薦図書リストを作成した。また、各学校の貸出上位本を紹介している。	ブックスタートの実施に向けて取り組む必要がある。
	(2)全市民へ公平なサービスの提供	B	B	セット貸出は配本を最大9カ所に行ない、巡回ステーションで希望した9カ所でも行なった。羽地地区センター図書室で人形劇団がじまやあ公演を開催した。	羽地地区センター図書室の貸出が減少傾向にあり、特集やイベントの開催等、図書室に足を運んでもらう工夫が必要である。
6 芸術文化を創造するための環境づくりの推進	(1)市民会館事業の充実	B	A	市民参加型事業や企画公演を実施し、鑑賞者入場率も高くなっている。	広報・周知については、現状の取り組みだけではなく、今後更なる集客増が期待できるような、手法について十分に検討する必要がある。
	(2)次世代の芸術文化を担う人材育成の推進	B	A	学校へのアウトリーチ事業を実施し、関係者から好評を得た。また、ジュニアコーラス、ジュニアオーケストラ、児童劇団の活動が活発化し、好評を得ている。	市内の各学校側と連携を図り、多種、多様なメニューのアウトリーチ事業を実施していきたい。団員の増が課題となっている。
	(3)市民会館の管理・運営の充実	B	A	施設修繕を随時行っており、安全かつ快適に利用できる施設運営に努めている。	施設の老朽化に伴う不具合箇所が散見されているため、順次修繕が必要である。

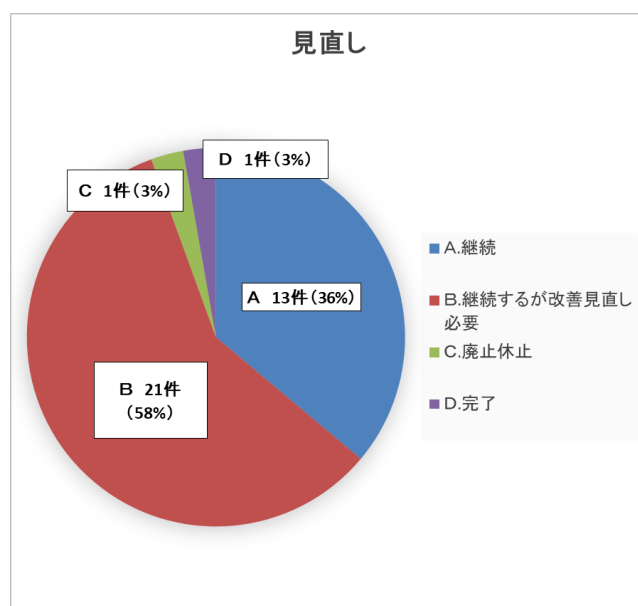
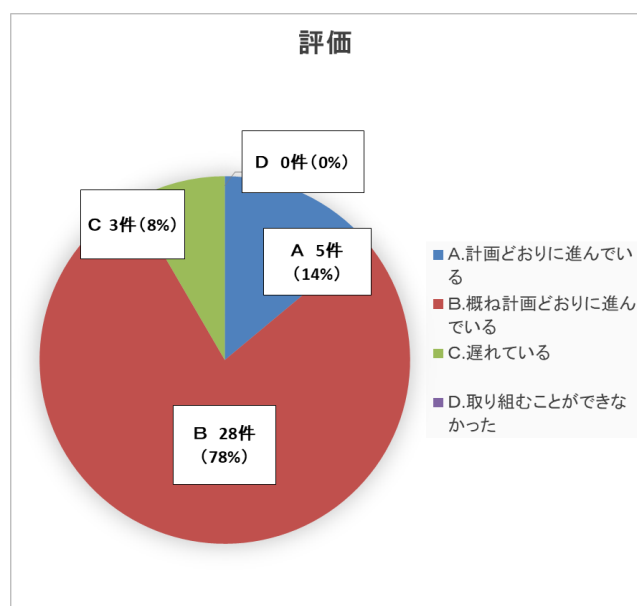
評価：A.計画どおりに進んでいる B.概ね計画どおりに進んでいる C.遅れている D.取り組むことができなかった
見直し：A.継続 B.継続するが改善見直し必要 C.廃止休止 D.完了

	具体的施策	評価	見直し	成果	課題
7 公民館活動の充実	(1) 中央公民館の充実	A	B	サークル団体に対して、充実したサークル活動ができるよう、年に1回活動を披露するための発表会を実施した。また、平成30年度は、公民館の出前講座事業で民間企業との共催事業を行った。	中央公民館の管理・運営を適切に行い、施設の老朽化に伴う、修繕や設備機器等の整備を行い、施設を安全かつ快適に利用できる施設の充実に図る。
	(2) 地域公民館の充実	A	A	自治公民館において、名護市教育振興基本計画に沿って体系化した講座事業を実施できた。また、各支所においても様々な講座を実施し、幅広い学習機会を提供することができた。特に出前講座では、名護市の55区の区長が集い泡盛仕次ぎ講座は大変好評であった。	55区自治公民館の支援については、自治会支援（市長部局業務）と業務が重複している。
8 スポーツ・レクリエーション活動の充実	(1) スポーツ活動事業の充実	B	A	各種スポーツ教室については、参加人数が平成24年度の153人から、平成30年度には1,561人へ増え、増加傾向にある。	スポーツ推進委員の育成、確保が課題である。
	(2) 青少年のスポーツ活動の推進	B	A	アスリートによるスポーツ教室等の開催数が目標の3回に達した。	社会情勢の変化に伴い、指導者等のニーズに沿った講習会等の開催が必要である。
	(3) 競技スポーツの推進	B	B	名護市体育協会への助成。NAGOハーフマラソンへの助成。平成30年度申込者数3,577名（過去最高）	大会運営に係る人材の不足が課題である。
	(4) 社会体育施設の整備	B	A	平成28年度に真喜屋運動広場の再整備完了。平成30年度に第3種陸上競技場の公認手続き（継続）完了	施設の老朽化に伴う不具合箇所が散見されているため、順次修繕が必要である。
	(5) 「名護市スポーツ推進計画（仮称）」策定の推進	A	D	平成26年度に策定済み	令和元年（平成31年度）に中間評価を実施する。
9 地域・家庭の教育力の再生	(1) 青少年の健全育成事業の充実	B	B	青少協を中心に14団体の連名で名護夏祭り終了時間を午後9時30分から午後9時にするよう要請行動を展開し、改善された。また、リーダー研修を館林児童交流事業と合同開催し、県内研修に加え館林市派遣と渡嘉敷村での研修を隔年で実施している。	不審者情報が増加傾向にあり、登下校時の児童生徒の安全の確保について課題がある。
	(2) 家庭教育の支援	B	A	家庭教育支援チームを組織し、親の学びの場の提供（講演会、講座等）の実施及び交流の場作りに取組め、気軽な相談対応も可能となった。「弁当の日」を推進するため食育に関する有識者を招いて講演会を開催し、平成29、30年度は市内の市立小中学校全校で「弁当の日」を実施した。	家庭教育支援チームの人材発掘と育成の仕組みの構築による各小学校校区単位での持続可能な支援体制づくりが必要である。家庭教育支援事業と公民館講座の親和性が高いため、一体的な実施による業務の効率化を図る。弁当の日の実施については、弁当を持参すること自体が困難である世帯もあることから、取組の内容についても検討する必要がある。

評価：A.計画どおりに進んでいる B.概ね計画どおりに進んでいる C.遅れている D.取り組むことができなかった

見直し：A.継続 B.継続するが改善見直し必要 C.廃止休止 D.完了

	具体的施策	評価	見直し	成果	課題
9 地域・家庭の教育力の再生	(3) 地域の教育力の充実	B	B	学校家庭地域連携事業にて配置している、地域学校協働活動推進員の活動により、緑風学園におけるふるさと学習において、地域人材とPDCAサイクルを回しながら、モデルとなる地域学校協働活動が実施されている。 子どもの家は市内18カ所開所し、児童の放課後の安全で安心な居場所となっている。	地域学校協働活動推進員の次期計画期間の活動を学校支援から地域と学校の連携・協働活動の推進の視点で実施する必要がある。 子どもの家事の実施している子育て支援塾の事務局員がここ数年の間に6回も代わるなど、事務局体制が脆弱で、事業運営に影響がでている。
	(4) 生涯学習機会の情報提供・生涯学習施設等との連携	A	C	社会教育だよりはH26年度まで発刊していたが、市民のひろばと内容が重複するなどの状況から一本化し、また、社会教育関係連絡会議は、関連生涯学習施設等の参加減少やマンネリ化により休会し、整理、合理化を図った。	—
	(5) 社会教育団体の活性化	B	B	名護市市連は、活動の低迷が見られたが、社会教育委員による調査、指導・助言を行い、組織体制の改善、役員の研修派遣等を実施し、新規の団体加入やジュニアリーダークラブの発足など成果を上げている。	各団体、団体加盟や会員加入、役員の担い手不足など、これまでと同様に課題が残る。特に名護市婦人会は、これからの団体の在り方や活動内容について意見交換を行い、取り組んで行く必要がある。



各取組の成果と課題（重点プロジェクト）

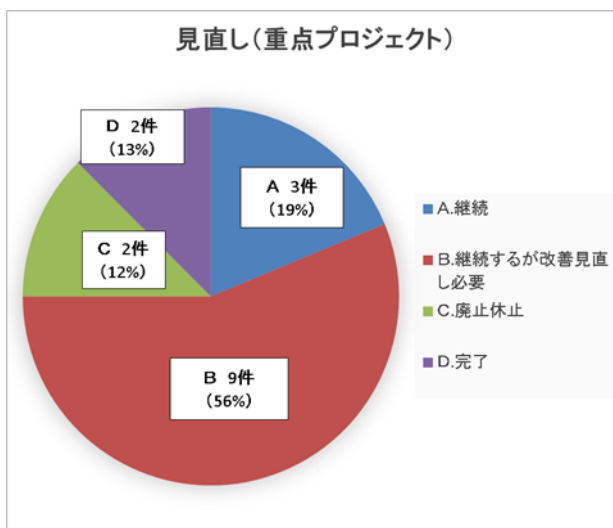
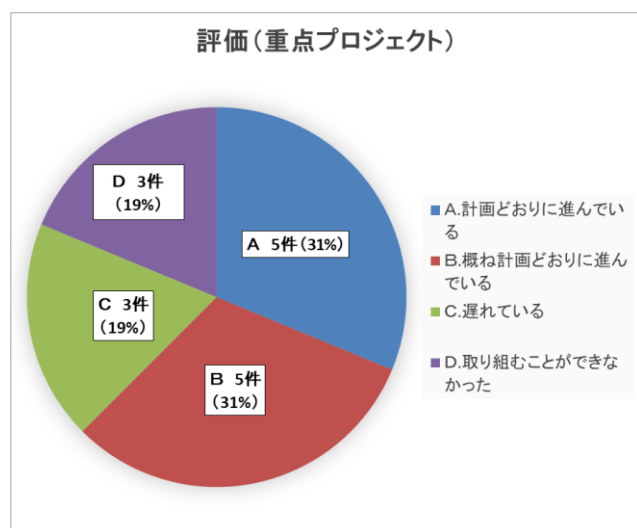
評価：A.計画どおりに進んでいる B.概ね計画どおりに進んでいる C.遅れている D.取り組むことができなかった

見直し：A.継続 B.継続するが改善見直し必要 C.廃止休止 D.完了

	具体的施策	評価	見直し	成果	課題
重点プロジェクト	①学習支援者の増員	B	B	19校に20人配置できた。 ICT操作の支援も行い、教諭の支援を行うことができた。	算数・数学の授業の支援を行っているが、学力調査の結果や学校からの要望等により、支援する教科や支援の仕方等を検討する必要がある。
	②ICT環境整備（既存機器の活用）	C	B	ICT環境整備員を配置し、学校のHPの活用支援、ICT機器の活用支援を行った。	デジタル教科書の活用について、教科等により偏りがあり、使いづらい環境にある学校・学級もあり、環境整備について検討する必要がある。
	③ICT環境整備（新規）	D	B	取組なし	屋我地ひるぎ学園、緑風学園へ導入されたタブレットについて検証がなされておらず、電子黒板導入についても同様である。
	④小・中学校教諭の先進地視察	D	C	計画していた事業はできなかったが市研究指定グループにおいて、教科グループごとに県外等視察を行っている。	各教科における課題に対応するため、指定研グループで検討する必要がある。
	⑤特例校の推進	A	B	屋我地、久志で小中一貫教育（教育課程）の特例校、小学校全校で外国語活動の特例校を実施した。	小学校で外国語活動、英語の授業でALTやJTEの活用が必須ではあるが、担任の授業力を向上させる必要がある。
	⑥小中一貫教育の推進	A	D	屋我地ひるぎ学園が小中一貫教育校として開校した。	9年間を見通した教育課程推進を図るための職員研修等が必要である。
	⑦放課後の教室で振り返りの授業を開催	C	B	放課後時間を活用して宿題等の学習活動の機会を作る事が出来た。	見守り人材の確保が難しい。実施学校が固定化している。
	⑧文武両道プロジェクト	C	B	放課後時間を活用して宿題等の学習活動の機会を作る事ができた。	見守り人材の確保が難しい。実施団体が固定化している。当初想定していたスポーツ団体からの利用がない。
	⑨食育の推進	A	A	食育をきっかけに各家庭で食生活について考え、また、子供たちが地元の産業や職業に関心をもてるよう、食育講演会を開催した。	食育に対するさらなる関心を高めるための取組が必要である。
	⑩家庭教育支援事業	A	A	家庭教育支援チームをつくり、親の学びの場の提供を実施し、家庭教育力の向上に寄与している。	家庭教育支援チームの人材の確保が難しい。
	⑪6：30運動の普及推進	B	D	小学校及び分枝に6：30運動の看板を設置、午後6時30分の時報放送を行い普及推進が図られた。	起床時間や帰宅時間を示した6:30運動は、児童生徒の基本的な生活習慣の確立に寄与しているが、その必要性について、保護者が理解を深める取組が必要である。
	⑫幼保小連携コーディネーターの配置	B	B	H25～H27学びの基礎力育成事業によるアドバイザーの配置により各小学校を中心とした連携教育の充実が図られた。 小学校区保幼小合同連携研修会を年2回開催している。	各小学校を中心とした連携教育への取組の継続、充実を図る必要がある。また、研修会が情報交換メインになっているため、保幼小から小に就学する際の円滑なつなぎにするため、内容を検討していく必要がある。
	⑬お仕事体験事業	D	C	計画していた事業は実施できなかったが、中学生を対象に職場体験を実施した。	全学校への導入を進める前に、教員により研究や実施方法を検討する必要がある。
	⑭キャリア教育コーディネーターの配置	B	B	キャリア教育コーディネーターの配置により、学校の支援を行うとともに、全小中学校にキャリア教育を実施できた。	地域や企業と連携し、より充実したキャリア教育を行うために、さらに周知をし、質を高める取組を図る必要がある。

評価：A.計画どおりに進んでいる B.概ね計画どおりに進んでいる C.遅れている D.取り組むことができなかった
見直し：A.継続 B.継続するが改善見直し必要 C.廃止休止 D.完了

	具体的施策	評価	見直し	成果	課題
重点プロジェクト	⑮読書する環境づくり	B	B	推薦図書リストを作成した。	資料の充実及び特集等による資料の紹介を継続して実施する必要がある。学校司書と連携し、名護市推薦図書リストの見直しや改訂を定期的に行う必要がある。
	⑯学校司書・中央図書館司書による調べ学習のサポート	A	A	学校からの学習用資料の貸出依頼が増加傾向にある。	教科で利用できる資料の充実を図る必要がある。団体貸出やレファレンス対応等を通して、学校図書館のサポートを継続して行う必要がある。



学校教育内容の充実

児童生徒に、確かな学力と豊かな心、健やかな体を育むため、学びの一貫性を意識した授業改善を軸に取組の充実を図ります。

〔 具体的施策 〕

（１）学力向上の推進

現状・課題

授業力向上に向けた取組で、効果的な研修の実施、支援のあり方を検討する必要があります。また、全国学力学習状況調査においては、小学校では県平均を上回っており改善傾向が見られています。中学校においても一定の改善傾向が見られるものの、学力向上は大きな課題となっています。

「早寝早起き朝ご飯」運動は、児童生徒の基本的な生活習慣の確立に寄与していますが、保護者が理解を深める取組が必要となっています。

教育機関との連携については、取組方法等について検討する必要があります。

主な取組

① 学習指導の工夫・改善・充実

児童生徒一人一人の実態等を踏まえて、個に応じた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導体制や指導方法の工夫・改善で授業力向上を目指し、各種研修会や研究指定校・研究グループ等の効果的な実施に取り組みます。

授業用ソフト（デジタル教科書等）やＩＣＴ機器を活用した授業改善、新学習指導要領に対応した教育を推進するため、教員研修の充実に取り組みます。（学校教育課）

② 基本的な生活習慣の確立

基本的な生活習慣の確立に向けて、「早寝早起き朝ご飯」運動を推進し、児童生徒の学習の基盤を育てる取組を行います。

家庭学習や読書の習慣化を図るために、「家庭学習チームシート」¹の効果的な活用を推進するとともに、家庭と連携した読書活動を推進します。（学校教育課）

¹ 国頭地区学力推進委員会において、家庭学習の目的や取り組ませ方等を学校の実態に合わせ、学年や教科チームに分かれて作成した計画書のこと。

③ 中学校校区で連携した教育の推進

学びの一貫性と小学校から中学校への確かな接続を図るため、授業力向上に向けた小中合同での研修会等を開催し、中学校校区で連携した教育を推進します。(学校教育課)

④ 教育関係機関と連携した教育の推進

名桜大学をはじめとする教育機関と連携し、確かな学力の向上および教職員の授業力向上に向けた取組を推進します。(学校教育課)

施策の目標

指標名	現状(平成 30 年度)	目標 (令和 6 年度)
校内外の研修・研究会での成果を教育活動に積極的に反映させている割合	89.9%	96.3%
早寝早起きが習慣化している児童生徒の率	82.2%	87.5%
中学校区での研修会を行った割合	70.7%	77.8%

〔 具体的施策 〕

(2) 豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

現状・課題

新学習指導要領で示された「特別の教科道徳」について、教職員が内容を理解し授業改善ができるよう支援することが求められています。

キャリア教育については、継続した周知と支援活動を行い、質の高いキャリア教育を目指して、受け入れ地域の拡大や企業への協力要請をさらに推進する必要があります。

不登校児童生徒数は増加しており、不登校が継続している児童生徒が多いため、どのように支援し、登校復帰につなげられるか検討が必要です。

中学校での部活動や小学校におけるスポーツ少年団等の活動において、適切な休養日の設定等、指導や運営体制についての検討が求められています。

主な取組

① 豊かな人間性を育む教育の充実

「特別の教科道徳」を中心に、全ての教育活動で「心の教育」を推進できるよう、各学校における人権・平和教育への支援や道徳教育、特別活動等の研修を推進します。

いじめや不登校、問題行動等の早期発見・早期対応等、学校が組織的に生徒指導に取り組めるよう、「登校支援リーフレット」の活用や教育相談計画訪問や生徒指導連絡協議会等の充実に努めます。(学校教育課)

② 豊かな社会性を育む教育の充実

児童生徒一人一人のキャリア形成と自己実現を図るため「キャリアパスポート」²の活用を推進します。

キャリア教育コーディネーターを活用した、名護市の「ヒト・モノ・コト」にふれる職場体験（中学校）、ジョブシャドウイング³（小学校）や職業人講話の充実に努めます。（学校教育課）

③ 健やかな心と体を育む教育の充実

新体力テスト及び泳力調査の分析を基に各学校の課題に応じ、体力向上のための「一校一運動」を奨励します。

防犯・防災教育の充実に向けた研修会や合同調査を実施し、児童生徒の安全安心に向けた取組の充実に図ります。

令和元年度に策定した「名護市運動部活動等の在り方に関する方針」に基づいて、各学校における運動部活動等の指導・運営体制の構築を推進します。（学校教育課）

④ 食育の推進

養護教諭・栄養教諭と連携した食育指導を推進します。（学校教育課）

各家庭で食生活や生活習慣について考え、また、子どもが地元の産業、職業に関心を持つよう、食育講演会を開催します。（教育委員会総務課）

施策の目標

指標名	現状(平成 30 年度)	目標（令和 6 年度）
自己肯定感を持つ児童生徒の割合	77.6%	81.4%
キャリアパスポートの活用	2 校	21 校
一校一運動の実施	—	21 校

² 児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオのこと。

（H30「キャリア・パスポート」導入に向けた調査研究協力者会議：文部科学省）

³ 児童、生徒、大学生が、企業の社員に半日か 1 日、影のように張りついて同行し、彼らがどのような仕事をしているかを観察して学ぶ取組のこと。

〔 具体的施策 〕

（３）特別支援教育の充実

現状・課題

校内支援体制が十分でない学校への支援や医療的ケアの必要な児童生徒への対応が課題となっています。

また、特別支援教育に係る子ども理解のための研修は継続して行う必要があります。

主な取組

① 特別支援教育の充実

児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め生活や学習上の困難を改善又は克服するための校内体制の支援を図ります。

学校と医療、福祉等の関係機関との連携を図り、早期からの相談・支援に取り組めるよう、教育支援体制の充実に努めます。

特別支援教育コーディネーターや校内教育支援担当者を中心とした特別支援教育を行うための体制整備を支援するため、研修等の充実に努めます。（学校教育課）

施策の目標

指標名	現状(平成 30 年度)	目標（令和 6 年度）
個別の指導計画の作成率（特別支援学級・通級・作成が必要な児童生徒）	81.9%	100%
個別の支援計画の作成率（特別支援学級・通級・作成が必要な児童生徒）	79.8%	100%

〔 具体的施策 〕

（４）国際社会に対応できる人材の育成

現状・課題

小学校での外国語活動、英語の授業で小中学校英語支援員（ALT）や日本人英語教師（JTE）の活用が必須であり、これらをうまく活用するためにも担任の授業力を向上させる必要があります。

英語検定の補助金活用率が伸びないため、補助の対象等の検討が必要となっています。平成 21 年度から本市の将来を担う国際感覚豊かな人材育成のために中学生を対象に始まった中学生海外短期留学派遣事業も、平成 24 年度からは名護市の友好都市であるアメリカ合衆国ハワイ州ヒロにおいて実施しています。

主な取組

① 外国語活動・外国語教育の充実

令和元年度から市内小学校で教育課程特例校⁴(第1・2学年で外国語活動)を導入し、英語を用いたコミュニケーションを図る素地・基礎となる資質・能力の育成に努めます。

小学校英語学力調査(第5・6学年)を行い、結果を分析し、その後の授業改善に活かします。中学生への英語検定料金一部補助を行うことで、受検機会を拡大し、英語学習に対する意欲向上を図ります。

小中学生を対象とした英語体験学習を実施し、英語活動や外国人との交流を通して、英語によるコミュニケーションへの積極的な態度と英語に対する興味関心を高めます。
(学校教育課)

② 中学生海外短期留学派遣事業の充実

現地での研修をより効果的に実施するために、派遣生徒の選考や事前・事後研修、現地での研修の充実を図ります。また、中学校英語科の教諭が引率することにより、学校間の連携や集団活動の意義等、特別活動の目標も踏まえた事業の充実を図ります。(学校教育課)

施策の目標

指 標	現状(平成 30 年度)	目標 (令和 6 年度)
小学校英語学力調査正答率	76.8%	80%
英語検定料金補助金活用率	70%	75%

〔 具体的施策 〕

(5) 幼児教育の充実

現状・課題

平成 30 年度に施行された幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領において、生きる力の基盤となる 3 つの資質・能力「知識及び技能の基礎」「思考力・判断力・表現力の基礎」「学びに向かう力、人間性」が示されています。これを受け、それぞれの教育・保育を幼児教育として共通に捉えるとともに、乳幼児からの発達と学びの連続性の確保、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を目指していくことが必要となっています。

⁴ 文部科学大臣が、学校教育法施行規則第 55 条の 2 に基づき、学校を指定し、学習指導要領等によらない教育課程を編成して実施することを認める制度のこと。

主な取組

① 保育者の資質能力の向上

市内すべての幼児教育に携わる保育者のキャリアステージに応じた資質能力の向上を図るため、保育者育成指標を策定し、周知します。

また、公立幼稚園において、専門指導員、指導主事による保育参観及び保育研究会を行うとともに、外部講師招へいによる各種研修会を全ての就学前施設へ参加呼びかけのもと開催し、幼稚園教諭、保育士、保育教諭の資質向上を図ります。（こども家庭部 保育・幼稚園課）

② 保幼小連携教育の推進

名護市保幼小合同連絡会を開催するとともに、年間計画に基づいた小学校区の保幼小合同連絡会での交流会や情報交換会、合同研究会等の実施により、全ての就学前施設と小学校との連携や円滑な接続を目指していきます。（学校教育課、こども家庭部 保育・幼稚園課）

小学校においては、スタートカリキュラム⁵を児童の実態を踏まえて見直し・編成し、幼児期において遊びを通して育まれてきたことが小学校の学習に円滑に接続されることを目指します。（学校教育課）

③ 市立幼保連携型認定こども園の設置等

小中一貫教育校緑風学園の敷地内に、市立久志幼稚園と市立瀬嵩保育所を統合した市立幼保連携型認定こども園（令和3年度開園予定）の設置を進めます。（こども家庭部 こども育成環境整備 PT）

幼保連携型認定こども園を設置することにより、適正な規模での教育・保育環境の確保及び就学前の一体的な教育・保育体制の整備、学びの連続性を踏まえた円滑な接続を図ります。また、教育・保育内容の指導助言を行う人員の配置を行い、市全体の就学前施設の教育・保育の向上を図ります。（こども家庭部 保育・幼稚園課）

④ 就学前特別支援教育の充実

全ての幼児教育施設において保護者の要請に応じ、気になる幼児の発達障がい等の早期発見、早期支援を適切に対応できるよう、指導主事、専門指導員を配置し、訪問観察、相談、支援員等の配置による支援を進めます。特別支援教育に関する幼稚園教諭、保育士、保育教諭の資質向上を図るため、特別支援教育に関する研修会を開催するとともに、県教育センター研修の周知を図り、参加を促進します。（こども家庭部 保育・幼稚園課）

⁵ 小学校に入学した児童がスムーズに学校生活へ適応していけるように編成した第1学年入学当初のカリキュラムのこと。

施策の目標

指標名	現状(平成 30 年度)	目標 (令和 6 年度)
各種研修会への参加率 (幼稚園教諭・保育士・保育教諭)	78%	100%
保幼小交流会活動への参加率 (幼児教育施設)	90%	100%
意見交換会への保幼小職員の参加率	70%	100%
市立認定こども園の設置	—	令和 3 年度に開園予定
名護市保育者育成指標の策定	—	令和 2 年度に策定



ジョブシャドウイングの様子



ハワイヒロ市長表敬訪問



幼児教育に係る研修会の様子



保幼小連携意見交換会

基本施策 2

学校教育環境の充実

子どもたちが安全・安心に学校生活を送れるよう、より良い教育環境の整備に向けて取り組みます。

〔 具体的施策 〕

（１）環境整備の充実

現状・課題

施設の経年劣化、自然災害等様々な状況が要因となり、施設等に不具合が生じていますが、その都度、学校からの要請や各種点検報告等を受け対応を行っています。今後も引き続き良好な教育環境の提供に努めます。

学校施設のグラウンドについて、安全性や機能性、環境への影響など各学校において様々な課題があり、特に水はけや表面が悪い状態にあるなど、児童生徒の活動に支障をきたしているグラウンドは全面的な整備が必要であり、地域や学校などからも、グラウンド整備についての要望が挙がっています。

新学習指導要領に対応した授業を推進するためにタブレット端末等 ICT 機器導入が求められています。デジタル教科書の活用についての課題はありますが、新学習指導要領に対応した整備について検討する必要があります。

通学区域の見直し等について、児童生徒数の増加や複式学級解消など様々な見地から検討をする必要があります。

主な取組

① 学校施設設備等の維持管理

委託する年次・月次点検はもとより、施設・遊具の点検や学校による随時点検を行い、不具合箇所の早期発見・修繕の実施により、施設並びに遊具に係る事故を防止し、安全で安心な教育環境を維持していきます。（教育施設課）

② 小・中学校のグラウンド整備

学校施設のグラウンドについて、様々な体験活動の場として活用し、たくましく心豊かな子どもたちを育成するため、児童生徒の活動に支障をきたしているグラウンドの全面的な整備充実を図ります。（教育施設課）

③ 教育環境の整備

「名護市教育情報化推進計画」に基づき ICT 機器・インターネット環境の整備を計画的に推進するとともに、情報の安全管理に取り組みます。

将来的な児童生徒数の推移等を考慮した学校規模の適正化と適正配置を進めるとともに、小規模特認校制度の活用や学校通学区の見直し及び弾力化について、地域住民の意見も考慮しながら検討を行います。（学校教育課）

施策の目標

指 標	現状 (平成 26～令和元年度中)	目標 (令和 2～6 年度中)
施設及び遊具による事故件数 (計画年度中)	1 件	0 件
グラウンド整備校数 (計画年度中)	2 校	5 校

〔 具体的施策 〕

(2) 学校支援の充実

現状・課題

長期研究員の研究成果を名護市全体で共有することが求められています。

小中一貫教育校において、中学校から小学校への乗り入れ授業を行うことでより専門的な授業ができますが、小学校から中学校へはうまく乗り入れができていない課題があります。

地域学校協働活動推進員の次期計画期間の活動を学校支援の視点だけでなく、地域と学校の連携・協働活動の推進の視点で実施する必要があります。

教育の機会均等を図るため、保護者の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力を有する全ての子どもたちが質の高い教育を受け、能力・可能性を伸ばし、「確かな学力」が形成できる環境整備が望まれています。また、スポーツ活動や文化活動の面においても、様々な体験の機会を増やし、「豊かな心」、「健やかな体」を培う環境整備が望まれています。

主な取組

① コミュニティ・スクール⁶の推進

令和 4 年度までに全校を対象にコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を導入し、「学校・家庭・地域連携事業」の充実を図り、地域とともにある学校づくりを推進します。（学校教育課）

⁶ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 47 条の 6 に規定された学校運営協議会が置かれた学校を指す。学校と地域住民等が力をあわせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校づくり」への転換を図る仕組みのこと。

② 特色ある教育活動

小学校と中学校が一体となった施設及び学校運営の中で義務教育の9年間を一貫した指導体制により、小中一貫教育校「屋我地ひるぎ学園」及び「緑風学園」の特色ある教育活動の充実を図るための支援を行います。再び複式学級にならないように、児童生徒の減少に歯止めをかけるため、小規模特認校制度を継続して実施します。(学校教育課)

③ 教育環境の支援

校務を情報化することにより、業務の軽減と効率化及び教育活動の質の改善を図るため、統合型校務支援システムの導入・活用を推進します。

統合型校務支援ソフトの導入・整備により業務改善を図ることで、教師が児童生徒と向き合う時間の確保に努めます。(学校教育課)

④ 名護市立教育研究所運営

長期教育研究員の授業改善に係る研究を関係機関との連携・協力のもと実施し、研究成果を市内小中学校に波及するよう取り組みます。教育相談室は児童生徒・保護者・教員の教育上の問題等について相談に応じ、関係機関と連携し、援助などの充実を図ります。

適応指導教室は個々の児童生徒に適切な体験活動や学習活動の提供及び保護者・原籍校・関係機関との連携を充実させます。(学校教育課)

⑤ 「子ども夢基金」の活用

未来を担う子どもたちの夢の実現と健やかな成長に資するため、「子ども夢基金」を活用し、各種事業を実施します。(教育委員会総務課)

⑥ 給付型奨学金の実施

意欲と能力がある若者が経済的理由により、高等教育機関への進学を断念することなく、平等に教育を受ける機会を支援し、名護市への郷土愛と生まれ育った地域へ貢献する心を醸成するとともに、特に、成績が優秀であり高等教育機関へ進学後、更に勉学に専念できる環境を整え、優秀な人材を育成することを目的として、名護市給付型奨学金給付事業を実施します。(教育委員会総務課)

⑦ 児童生徒等の県外派遣費の一部補助

名護市に所在する小学校及び中学校の児童生徒等並びに名護市に所在する県立高等学校及び高等専門学校の生徒又は名護市に住所を有する児童生徒が、運動競技会又は文化関係大会に参加するため、県外又は県内の離島に派遣される場合に大会派遣費の一部を補助します。(教育委員会総務課)

施策の目標

指 標	現状(平成 30 年度)	目標 (令和 6 年度)
コミュニティ・スクール導入校	4 校	21 校
給付型奨学金給付人数	—	5 人
大会派遣費補助交付決定	100%	100%

〔 具体的施策 〕

(3) 学校給食の充実

現状・課題

平成 30 年 9 月から実施している名護市学校給食事業について、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、継続的に実施する必要があります。

新学校給食センターの建設については、現在建設計画中である第一学校給食センターの早期運用開始が求められているところですが、建設予定地の地盤の一部が軟弱であることが判明し、建設地を再検討する必要があったため、スケジュールに大幅な遅れが生じています。

地産地消については、名護市産の食材のまとまった量を確保することが容易でないことや、他市や県内外の食材と比較すると割高であることから、使用率が目標値を下回っている状況にあります。

主な取組

① 名護市学校給食事業

幼児・児童生徒の食に関する正しい理解と望ましい食習慣を養うとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てができるよう、学校給食の無償化を引き続き行います。(教育委員会総務課)

② 学校給食施設の再整備

名護市立学校給食施設再整備基本計画（平成 21 年 3 月策定）に基づき、老朽化が課題になっている学校給食施設（5 か所）を 2 か所に再編し、子どもたちにより安全・安心な学校給食の提供を行います。(教育委員会総務課)

③ 学校給食における安全な食材の使用及び地産地消の推進

安全な学校給食物資の納入が行われるよう、学校給食センターに給食物資を納入する者の登録制度を引き続き実施します。また、栄養士、栄養教諭を中心に学校全体で食育に取り組むとともに、関係機関と連携を図りながら、農産物をはじめとした地元の食材を学校給食に積極的に活用します。(教育委員会総務課)

④ 新しい学校給食施設における時代に即した学校給食の検討

新しい学校給食施設においてアレルギー対応の対象食材、除去食調理体制の検討と調理及び配送の民間委託の検討を行います。（教育委員会総務課）

施策の目標

指 標	現状(平成 30 年度)	目標（令和 6 年度）
学校給食施設の再整備	0 施設	1 施設
地元食材の使用率	18.5%	25%
アレルギー対応の除去食調理可能な施設	0 施設	1 施設



パソコンを活用した授業の様子



調理の様子（給食センター）



屋我地塩づくり（コミュニティ・スクール）

基本施策 1

歴史文化の保存・活用

名護市の豊かな自然や歴史文化を保存・活用し、身近に親しむことのできるような環境づくりに取り組みます。

〔 具体的施策 〕

（1）文化財の保存及び普及・活用

現状・課題

本市には多くの指定文化財（85 件）や埋蔵文化財（約 85 か所）が所在しています。自然や歴史・文化などの各地域に残る文化財を保存するとともに、教育活動や地域づくりでの文化財の活用に向け、周知を図ります。

また、開発等に伴う文化財調査の実施体制強化及び出土遺物等の保存・活用の検討が必要です。

主な取組

① 天然記念物「名護のひんぷんガジュマル」の保全

倒木対策として平成 22 年度から 24 年度にかけ実施したフレーム支柱の設置や土壌改良により、ひんぷんガジュマルの生育状況は安定しており短期的対策は成果を挙げています。今後は、長期的対策として、ひんぷんガジュマルの生育環境の抜本的な改善を行うための保全管理の検討を進めます。（文化課）

② 重要文化財「津嘉山酒造所施設」公開活用推進事業の実施

平成 23 年度から 29 年度にかけて、国指定重要文化財「津嘉山酒造所施設」の保存修理事業を完了しました。同施設は、沖縄に唯一残る戦前の木造泡盛工場であり、沖縄を代表する文化施設です。まちなか観光の拠点施設として、便益施設や泡盛文化のガイダンス施設、駐車場等の整備を行い、公開・活用を図ります。（文化課）

③ 埋蔵文化財の保存

市内には約 85 か所の埋蔵文化財が所在しますが、その多くが表面踏査による確認が主であったため、遺跡の範囲と年代などの性格を把握する試掘調査や発掘調査を実施します。

また、出土遺物や調査図面等の整理作業を行い、保存・活用に努めます。（文化課）

④ 豊年祭の支援

文化課では、市内各地の豊年祭の様子を映像記録等で残しています。過去の豊年祭の映像記録も多数保管されていますが、古くなり傷んでしまっていたり、現在の機器では利用できないものもあるため、現在、それらのデジタル化作業を進めています。今後は、これら映像資料を市民へ公開し、地域の伝統文化の継承に生かします。（文化課）

⑤ 文化財の周知及び普及・活用の促進

現在、市内には国・県・市指定の文化財が合わせて 85 件あります（令和元年 12 月末現在）。区別にみると、指定文化財が所在する区が 30 区、所在しない区が 25 区となっています。「すべての区に指定文化財を！」を目標に、各区に残る貴重な文化財を後世に残し、伝えていくために文化財指定し、周知及び普及・活用を推進します。（文化課）

⑥ 考古資料を活用した出前事業の実施

市内には、約 85 か所の埋蔵文化財（遺跡）が確認されており、本市の歴史や文化を紹介するため、市民を対象とした講演会や見学会を実施してきました。また、発掘調査により得られた資料（遺物）の整理を行い、公開に努め、今後も学校現場で出前授業を実施するなど、教育普及活動を推進します。（文化課）

施策の目標

指 標	現状(平成 30 年度)	目標（令和 6 年度）
ひんぷんガジュマルの長期的な保全管理対策	未着手	着手
重要文化財「津嘉山酒造所施設」公開活用事業の実施	検討	完了
指定文化財の件数	85 件	90 件
指定文化財が所在する区	30 区	32 区
考古資料を活用した出前事業の実施	3 回	5 回

〔 具体的施策 〕

（２）市民の市史づくり

現状・課題

市史は、本編・資料編等、これまでに 19 巻中 14 巻が刊行されています。また、毎年「市史セミナー」や北部高校生を対象とした「高校生とともに考えるやんばるの沖縄戦（戦跡めぐり）」の実施、字誌刊行の支援など、市史の普及活動にも取り組んでいます。

歴史的価値のある公文書について、収集・整理・保管を行っています。歴史的文書の重要性及びその取扱いについて、庁内へのさらなる周知強化が求められます。

市史編さん事業は、令和4年度までに全巻を刊行する予定です。市史刊行終了後の資料（市史編さん資料及び歴史的文書資料）の管理と活用の方法について、検討していく必要があります。

主な取組

① 市史の刊行

本市の歴史を編さんする事業で、「名護市史刊行計画」に沿って、自然と人編（第2部）、通史編、戦後生活史編、市制50周年記念写真集、史資料叢書の刊行と、名護やんばる大百科事典のWeb公開を実施します。（文化課）

② 教育普及活動の推進

平和学習の実施や市史セミナーの開催、字誌づくりの支援、民話等の紙芝居の制作など、市史編さん事業の成果を市民に広報・普及する事業を実施します。（文化課）

③ 歴史的文書の収集・整理・保存

歴史的文書の適切な収集・整理・保存に取り組み、市史編さん資料として活用します。（文化課）

施策の目標

指 標	現状(平成30年度)	目標（令和6年度）
名護市史の刊行 (本編・別巻・資料編計19巻)	14巻	19巻
平和学習（戦跡めぐり）の参加者	86人	90人
市史セミナーの参加者	34人	70人
民話等紙芝居の制作	20組	26組

〔 具体的施策 〕

（3）新博物館建設と博物館活動の充実

現状・課題

旧名護市役所を改築した現名護博物館は築60年が経過しており、老朽化による雨漏り等、様々な課題が生じています。また、身障者等に対応した設備機能や市民の活動スペースが不足しており、多くの利用者から求められるニーズに十分対応できておらず、付帯施設については敷地が狭く駐車場が不足しており、修学旅行生等の団体利用者の受入が困難となっております。開館から35年が経過し、収集した資料の保管場所も不足しております。これらの課題を解決し、多様化した利用者のニーズに応えるため、新博物館建設と博物館活動の充実

に取り組めます。

主な取組

① 新博物館建設の推進

名護・やんばるの自然や歴史・文化に関する情報や資料を収集・保存・発信し、総合的なガイダンス拠点及び学びの場となる新博物館を整備します。

平成 30 年度は、基本設計、造成設計、用地測量及び不動産鑑定を実施しました。

令和元年度から 3 年度にかけては用地購入、実施設計、造成工事及び建築工事、展示制作等を実施します。

工事完了は令和 4 年 3 月末、新博物館の開館は令和 4 年 10 月頃を予定しています。(博物館)

② 博物館資料の収集・整理・保管

名護博物館のテーマである「名護・やんばるのくらしと自然」に関する資料を継続して収集・保存します。また、新博物館建設に向けて、現在収蔵している資料及びそれに付随する情報の記録・整理を進めるとともに、適切に保存・管理を行います。(博物館)

③ 博物館活動の充実

新博物館開館後の活動については、学校や北部の博物館、その他の関係機関や団体等との連携を推進し、学習活動をはじめ、より充実した相乗効果の高い事業実施を展開します。広い敷地を活用した体験講座の実施、また新館では修学旅行生や団体客などの受け入れも可能となることから、市民だけでなく観光客も対象とした講座の企画など、より多くの方が参加できるような活動を目指します。(博物館)

施策の目標

指 標	現状(平成 30 年度)	目標 (令和 6 年度)
新博物館の建設	—	令和 4 年度に開館予定
入館者数 (人)	12,620 人	30,000 人
講座参加者数 (人)	500 人	750 人
学習支援活動実施数 (回)	57 回	85 回

基本施策 2

図書館機能の充実

自治公民館・学校・社会教育関連機関等と協力し、市民のニーズに合った幅広い資料・情報・サービス・学ぶ機会を提供します。

〔 具体的施策 〕

（１）市民に開かれた利用しやすい図書館運営

現状・課題

平成 27 年 1 月より、市民より要望の多かった開館時間の延長と祝日開館を実施しています。

平成 30 年 3 月に策定された「名護市子どもの読書活動推進計画」において、ブックスタート⁷事業を図書館の取組の一つとしていますが、市民からの問い合わせも多く、早期に開始する必要があります。

子どもから大人まで、名護市や沖縄県など郷土についての調査研究をする市民の要望に応えるため、継続的に郷土資料の充実を図る必要があります。

また、図書館の施設、設備においては経年劣化や老朽化などが見られるため、計画的な修繕の実施等の適切な維持管理が必要です。

主な取組

① レファレンスサービスの充実・実施

図書館の資料を用いて市民の調べもののサポートをするレファレンスサービスの充実を図るため、資料の選定、購入及び郷土資料の購入を継続的に行います。また、レファレンス研修を行い、職員のスキルアップを図ります。（中央図書館）

② 学校司書との連携

学校司書研修会に参加し、学校図書館と連携を図るとともに、市内小中学校のベストリーダー紹介を継続的に行えるようにします。また、学校司書と協同で作成した名護市推薦図書リストを見直し、改訂版を作成するとともに、授業に関連した図書の貸出を行います。（中央図書館）

⁷ 赤ちゃんとその保護者に絵本の読み聞かせ体験と絵本 1 冊をプレゼントする活動のこと。

③ ボランティアによるおはなし会の継続

乳幼児向けのおはなし会に加え、高齢者向けのおはなし会を開催します。

また、ボランティアを対象とした読み聞かせスキルアップ講座等を開催します。(中央図書館)

④ 市民の要望に考慮した講座や講演会の開催

一般向けの本の装備（シール式ブックカバーのかけ方等）講座や中高年層を対象とした音読講座を開催します。また、郷土に関する講座、講演会を開催します。(中央図書館)

⑤ ブックスタート事業の実施

赤ちゃんとその保護者が絵本を通してふれあいの時間を楽しめるよう、ブックスタート事業を開始します。(中央図書館)

⑥ 施設・設備の維持管理

施設・設備の経年劣化や老朽化が見られるため、計画的な修繕の実施等の適切な維持管理を行います。(中央図書館)

施策の目標

指 標	現状(平成 30 年度)	目標 (令和 6 年度)
レファレンス件数	2,306 件	3,000 件
学校からの貸出依頼件数	45 件	100 件
おはなし会参加者数	1,080 人	2,000 人
講座・講演会等の開催数	67 回	80 回
ブックスタート参加組数	—	300 組

【 具体的施策 】

(2) 全市域の市民へ公平なサービスの提供

現状・課題

移動図書館サービスは、がじまる号が保育園、学校、公民館等を定期的に巡回し、図書の貸出を行っており、好評を得ています。そのため、保育園から、新規の巡回希望があります。

羽地地区センター図書室の利用が減少傾向にあります。

主な取組

① 移動図書館サービスの充実

毎年、サービスポイントの見直しを行い、移動図書館サービスを継続的に実施します。
また、魅力のある特集コーナー作りや、夏休み期間にサービスポイント未設置の公民館等への特別巡回を実施します。（中央図書館）

② 自治公民館、企業等へのセット貸出の推進

毎年、セットの本の入れ替え及びセット貸出希望団体の募集を行い、継続的に実施できるよう努めます。（中央図書館）

③ 羽地地区センター図書室の充実

継続的な資料の購入及び配架の見直しを行います。また、魅力のある特集コーナー作りをし、資料提供を行うとともに、利用促進につながるようなイベントを開催します。（中央図書館）

施策の目標

指 標	現状(平成 30 年度)	目標（令和 6 年度）
がじまる号貸出件数	44,638 冊	50,000 冊
セット貸出ステーション数	7 か所	10 か所
羽地図書室来室者数	—	1,000 人
羽地図書室貸出件数	5,684 冊	8,000 冊



世界のことばのおはなし会（ベトナム語）



移動図書館がじまる号巡回の様子

芸術文化活動の充実

芸術文化活動の充実により、市民が身近に芸術文化に触れ、夢や希望を抱き、地域への愛着と誇りが高まるよう創造性豊かなまちづくりを目指します。

〔 具体的施策 〕

（１）芸術文化の振興

現状・課題

芸術文化は、人々の生活に楽しさや癒し、感動など心に潤いとゆとりをもたらしてくれます。市民が身近に芸術文化に触れる機会をつくるため、「鑑賞型事業」「体験型事業」「育成型事業」等の幅広い分野の事業を展開し、潤いと活力あるまちづくり実現のため芸術文化活動の促進に努めています。また、アウトリーチ事業として学校や福祉施設等へ出向き、優れた舞台芸術に直接触れる機会をつくり、豊かな感性を育むとともに芸術への関心度を高める環境づくりにも力を入れています。なお、自主文化事業開催後にアンケートを実施しており、要望・意見などを業務（事業）改善のための貴重なデータとして活用し、芸術文化の創造・発信に役立てています。

主な取組

① 地域の芸術文化を生かしたまちづくりの展開

芸術文化の創造、交流、発信の拠点として市民会館の管理・運営の充実を図り、魅力ある文化施設の運用に努めます。また、市民が身近に芸術文化に触れる機会をつくるため、幅広い分野の芸術文化事業の企画、運営を行い、文化活動の提供、地域の若手芸術家の育成など、豊かな文化の裾野をひろげ、魅力的で活力あるまちづくりを目指します。
（地域経済部 文化スポーツ振興課）

② 市民参加型事業の充実

第一線で活躍する芸術家（アーティスト）が音楽や演劇などのワークショップを行い、市民の皆さんと一緒に舞台を創造する「市民参加型」の事業を行います。芸術文化を鑑賞するのみではなく、実際に参加・体験し、市民の芸術文化への関心度を高める機会を増やします。また、市民自らが直接芸術文化に触れ、参加することにより、地域の芸術文化の活性化へとつなげます。（地域経済部 文化スポーツ振興課）

③ 高齢者、障がい者施設へのアウトリーチ事業の拡充

高齢者福祉施設や障がい者施設、病院等、文化施設に足を運べない人々を対象とした、アウトリーチ事業を展開することで、多くの市民が芸術文化へ触れる機会を提供することができます。音楽（芸術）は精神的癒し、病状（症状）の緩和等というようなことが期待されており、芸術文化が社会に果たす役割を広げるためにもアウトリーチ活動の拡充を図ります。（地域経済部 文化スポーツ振興課）

施策の目標

指 標	現状(平成 30 年度)	目標（令和 6 年度）
鑑賞型事業	6 公演	8 公演
市民参加型・体験型・育成型事業	3 公演	5 公演
高齢者、障がい者施設へのアウトリーチ事業	6 公演	8 公演

〔 具体的施策 〕

（２）芸術文化活動担い手支援

現状・課題

次世代の芸術文化を担い、支える人づくりに取り組むため、子ども芸術支援事業の充実を図り、子どもたちの豊かな創造力や、コミュニケーション能力を養うことを目指します。また、子どもたちの指導者と連携し、芸術文化活動へ参加できる環境を整備することで、活動発表、交流の場づくりを行い、芸術文化の担い手と支え手の双方の拡充に努めます。なお、近年、子どもたちを取り巻く環境が時代と共に変化する中で、部活動や習い事などが盛んになり、団員の確保に苦慮しています。

また、指導者についても、専門的な知識や経験を有する者が少なく、同様に厳しい状況にあります。学校等と連携したアウトリーチ事業では、一流のアーティストと身近に触れ合うことでコミュニケーション能力を高め、豊かな感性を養い、より芸術文化への関心を高める機会を提供していきます。

主な取組

① 子ども芸術支援事業の充実

子どもが持つ豊かな感性と個性を伸ばすため、指導者と連携を図りながら、子どもたちが芸術文化を体感し、表現していくための発表の場、交流の場づくりを行っていきます。また、子どもたちの文化活動を充実させることで児童生徒の健全育成を図ります。（地域経済部 文化スポーツ振興課）

② 市内の学校等と連携したアウトリーチ事業の展開

市内の学校等へプロのアーティストを派遣し、ワークショップやミニコンサートを実施することで、子どもたちに学校での学びだけでなく、芸術文化を身近に感じ、体験・活動ができる環境作りを行います。また、プロの演奏や表現を肌で感じることで、児童生徒の創造力や感性を刺激し、生きる力やコミュニケーション能力の向上を図ります。
(地域経済部 文化スポーツ振興課)

施策の目標

指 標	現状(平成 30 年度)	目標 (令和 6 年度)
3 団体団員数	66 人	80 人
3 団体活動回数 (年間)	135 回	140 回
3 団体定期公演回数	3 回	3 回
学校等へのアウトリーチ事業回数	22 回／17 校	25 回／20 校

※子ども芸術支援団体 (名護ジュニアオーケストラ、名護市児童劇団、名護市児童合唱団)

〔 具体的施策 〕

(3) 市民会館の管理・運営の充実

現状・課題

市民会館は昭和 60 年 (1985 年) に開館し、これまで市民文化の創造活動の拠点として、本市の芸術文化活動の推進に大きく寄与してきました。築後 30 年以上を経過し、建物及び各種設備は老朽化が進み、会館全体の大規模な改修、修繕が必要な状態です。施設の安全を確保し、維持修繕を行っていく必要があります。

文化薫るまちづくりの活動拠点として、市民が安全・安心な環境で利用できるように、安全管理に十分な配慮が必要です。

主な取組

① 安全対策や防災対策などに配慮した施設や設備の維持管理

不特定多数が利用する施設として、危機管理・安全対策等に配慮した管理運営を行います。防災・防犯対策を構築し、利用者の安全を常に確保する維持管理に努めます。想定される様々なリスクに対応できるよう、職員の危機管理対応能力の向上を図ります。

(地域経済部 文化スポーツ振興課)

② 利用者のニーズに応じた管理・運営の充実

利用者の声を反映した設備機器等の充実を図るとともに、時代に沿った施設の運用・安全管理を行っていきます。芸術文化活動に取り組む市民が利用しやすい利便性の高い施設とするとともに、様々なニーズに対応できる柔軟性を備えた管理運営を行います。

(地域経済部 文化スポーツ振興課)

基本施策 4

公民館活動の充実

市民への生涯学習機会の提供や家庭教育の充実を図るため、市民ニーズを捉え各種事業に取り組み、市民が誰でも気軽に集える生涯学習の拠点となるよう、施設の管理・運営の向上に努めるとともに、各支所や社会教育施設等と連携し市民の学びの場の提供に取り組みます。

〔 具体的施策 〕

（１）中央公民館の充実

現状・課題

市内には、中央公民館をはじめ、博物館、図書館等の社会教育関連施設があり、それぞれの施設において特色ある事業が展開されています。中央公民館施設だけに留まらず、関連施設との連携強化を図るとともに、各支所を積極的に活用し、地域の特性、多様な課題に対して、幅広い年齢層の市民ニーズを捉え時代に即した内容を取り上げ、学習効果をより一層地域に還元できるよう公民館講座に取り組む必要があります。

主な取組

① サークル団体の支援及び発表機会の提供

充実したサークル活動ができるよう施設の定例利用や使用料の減免など団体を支援しています。年に１回、サークル団体の活動を披露するための発表会を実施していきます。（地域経済部 地域力推進課）

② 社会的な課題をテーマにした講座の実施

「eスポーツ体験」や「法律問題」など、社会の変化や要望に応じた講座を実施し、市民生活の向上を目指します。（地域経済部 地域力推進課）

③ 社会教育拠点施設として中央公民館の管理・運営の充実

利用者が安全で快適に活動ができるよう、施設の修繕や備品の整備等を行います。（地域経済部 地域力推進課）

④ 「名護市公民館連絡協議会」との連携の充実

自治公民館長や書記を対象にした研修会を実施し、「名護市公民館連絡協議会」と連携の充実を図ります。(地域経済部 地域力推進課)

⑤ 各地区及び他機関と連携した講座の実施

各支所及び他機関と連携した講座を展開し、出前講座を実施します。(地域経済部 地域力推進課)

施策の目標

指 標	現状(平成 30 年度)	目標 (令和 6 年度)
中央公民館サークル団体数	46 団体	46 団体
サークル活動発表会	1 回	1 回
講座実施数	21 回	21 回
講座受講者数	815 人	900 人
公民館職員等研修会	1 回	1 回
地域移動講座	5 回	5 回



名護中央公民館サークル「ウィンズストーン」



名護中央公民館講座「大切な朝ごはん」



名護中央公民館講座「マイクロフトバック作り」



名護中央公民館講座「子ども将棋大会 inNAGO」

基本施策 5

スポーツ・レクリエーション活動の充実

子どもたちに夢・希望・勇気・感動を享受できる環境づくりをめざし、健全育成、競技力の向上、健康増進及び指導者等の資質向上に向けて取り組めます。

〔 具体的施策 〕

（１）生涯スポーツの充実

現状・課題

地域イベントでのスポーツ教室や夏休みの学校プール一般開放等、名護市スポーツ推進委員と連携して、市民が気軽にスポーツに親しめる環境づくりに取り組んでいます。

また、地域のスポーツ振興を担う名護市スポーツ推進委員の資質向上に努めるとともに、新規スポーツ推進委員の確保に取り組んでいます。

主な取組

① 各種スポーツ教室の開催

市民が気軽にスポーツに親しめるよう地域イベント等で各種スポーツ教室を開催します。（地域経済部 文化スポーツ振興課）

② 学校プール一般開放事業(羽地中、緑風学園)

市民の体力向上と水泳の振興を図るため、夏季休業期間における学校プールの一般開放を実施します。（地域経済部 文化スポーツ振興課）

③ スポーツ推進委員の組織強化及び活動支援

地域のスポーツ振興を担う名護市スポーツ推進委員の確保や資質向上を図るための研修会等への参加や実技研修会を実施します。（地域経済部 文化スポーツ振興課）

施策の目標

指 標	現状(平成 30 年度)	目標 (令和 6 年度)
スポーツ教室等への参加者	1,561 人	1,700 人
スポーツ推進委員数	17 人	20 人

〔 具体的施策 〕

（２）夢を育む競技スポーツの推進

現状・課題

NPO 法人名護市体育協会やスポーツ振興協議会及び各種スポーツ団体等と連携を図り、競技力向上に努めています。

特に子どもたちが夢を持ってスポーツに取り組めるよう、スポーツの楽しさや達成感を実感できる環境作りに取り組み、また、アスリートに触れ合う機会を作ることで、運動意欲の向上を目指しています。

子どもたちに直接指導し、又は、サポートする指導者や保護者等の資質向上等、子どもたちを取り巻く環境の整備を図ることが必要となっています。

主な取組

① 指導者や保護者に対する講習会等の実施

指導者や保護者を対象とした講習会等を実施し、指導者等の資質向上を図る取組を実施します。（地域経済部 文化スポーツ振興課）

② アスリートによるスポーツ教室等の開催

子どもたちが夢を持ってスポーツに取り組めるよう、アスリートを招へいし、スポーツ教室や講演会を実施します。（地域経済部 文化スポーツ振興課）

③ スポーツコンベンション誘致事業

県内外からスポーツキャンプや大会等を誘致し、アスリートと身近に触れあえる機会を創出します。（地域経済部 文化スポーツ振興課）

施策の目標

指 標	現状(平成 30 年度)	目標（令和 6 年度）
指導者講習会等の参加者数	25 人	100 人
アスリートによるスポーツ教室参加者数	240 人	320 人
スポーツコンベンション実施件数	8 件	20 件

〔 具体的施策 〕

（３）スポーツ施設の整備拡充

現状・課題

管理施設である 21 世紀の森体育館や名護市陸上競技場、名護市 B&G 海洋センタープール、真喜屋運動広場、羽地ダム多目的広場は、経年劣化による不具合が度々生じている現状があるため、利用者が安全で安心して使用できる環境の整備が必要です。

また、スポーツコンベンション誘致を実施するため、その核施設となるサッカーラグビー場を整備し、快適なスポーツ環境を整備します。

主な取組

① スポーツ施設維持管理業務

指定管理者と連携を図り、利用者が安全で安心して使用できる環境を整備します。（地域経済部 文化スポーツ振興課）

② サッカーラグビー場の整備

スポーツコンベンションの核施設として、21 世紀の森サッカーラグビー場を改修し、スポーツキャンプやスポーツ大会等の誘致を図ります。（地域経済部 文化スポーツ振興課）

施策の目標

指 標	現状(平成 30 年度)	目標（令和 6 年度）
管理施設使用者数	187,369 人	200,000 人
サッカーラグビー場の整備	—	令和 3 年度整備完了予定



小学校交流駅伝競走大会



指導者講習会の様子

基本施策 1

家庭や地域の教育力の向上

青少年の健全育成体制の充実及び家庭教育の支援を図るため、学校・家庭・地域及び関係機関が連携して、地域全体で子どもを育む体制を整えていきます。

〔 具体的施策 〕

（１）青少年の健全育成に向けた取組の充実

現状・課題

県内における、深夜はいかい、飲酒、喫煙等の不良行為で補導された少年は、全国の増減比と比べると、高い水準で推移しており、また、青少年を取り巻く環境も、夜型社会や、全国平均を上回る子どもの貧困率、離婚率など、課題が多く、青少年健全育成体制の充実を図るには、学校、家庭、地域、関係機関が連携して取り組む必要があります。

都市化や過疎化の進展に伴い、世帯規模の縮小、地域社会の連帯感の希薄化、子どもたちが生まれ育つ家庭環境や地域社会の環境が大きく変化している中、子どもたちの体験格差や日常の異年齢の子ども間の交流の減少、それに伴うコミュニケーション力の低下等の課題は、全ての教育の出発点といわれる家庭教育への支援について、親だけでなく、地域を巻き込んだ支援体制を整える必要があります。

主な取組

① 「名護市青少年育成協議会」活動の支援

「名護市少年の主張大会、ふるさと・未来・絆リーダー研修、善行青少年・青少年育成功労者並びに青少年育成功労団体表彰、夏まつり・さくら祭り夜間街頭指導活動」等を実施します。（地域経済部 地域力推進課）

② 「深夜はいかい防止等名護市民大会」の開催

青少年の夜遊びや深夜はいかい、未成年者の飲酒を防止し、全市民が「夜型社会」や「飲酒に対する意識」の是正を図り、生活リズムの確立を目指すため、市民大会を開催しています。（地域経済部 地域力推進課）

③ 夜間街頭指導の実施

夏まつり、さくら祭りにおいて、小・中・高校の校外指導部や少年補導員協議会、名護警察署等と連携し、夜間街頭指導活動を実施しています。また、毎月第3金曜日の少

年を守る日は児童生徒の下校時間に青色回転灯車両で巡回パトロールを実施します。(地域経済部 地域力推進課)

④ 自然体験活動を通した児童生徒の健全育成事業の充実

次代を担う青少年が異年齢の集団による「ふるさと・未来・絆リーダー研修」、「ジュニアリーダークラブ活動」などの研修や体験活動を通して、自然・歴史・文化に触れ、コミュニケーション力や協調性、規範意識を身に付け、自ら考え発言し行動する力を培い、持続可能な地域社会を構築できる人材育成を実施します。(地域経済部 地域力推進課)

施策の目標

指 標	現状(平成 30 年度)	目標 (令和 6 年度)
青少年向けの育成事業への参加者数	1,000 人	1,000 人
「深夜はいかい防止等名護市民大会」 の開催	1 回	1 回
街頭指導の参加者数	500 人	500 人
自然体験学習の実施	4 回	4 回

〔 具体的施策 〕

(2) 家庭・地域の教育力向上の推進

現状・課題

家庭支援教育事業に係る人材の発掘と育成の仕組みの構築による、各小学校校区単位での持続可能な支援体制づくりが必要となっています。

また、家庭教育支援事業と公民館講座の親和性が高いため、一体的な実施による業務の効率化を図る必要があります。

弁当の日の実施校は年々増えており、平成 29 年度からは市内の全小中学校で、少なくとも年 1 回は実施しています。しかし、弁当を持参すること自体が困難である世帯もあることから、取組の内容についても検討する必要があります。

地域の支援者(退職教員、民生員、SSW⁸ (スクールソーシャルワーカー)、婦人会 OB、保護者等)の協力により継続して子どもの家が運営できており、放課後の子どもたちの安全で安心して過ごせる居場所となっています。課題としては、子どもの家事業の委託先である名護子育て支援塾の事務局員がここ数年の間に何度も替わるなど、事務局体制が脆弱で事業

⁸ 教育分野に関する知識に加え、社会福祉士等の専門的な知識技能を有し、問題を抱えた児童生徒がおかれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用するなどして課題解決を図るため県の教育事務所に配置される者のこと。

運営に影響がでていることから、安定した事業運営ができるよう体制強化の支援に向けて取り組む必要があります。

主な取組

① 「家庭教育支援事業」の充実

家庭教育支援事業の「家庭教育支援チーム」と連携し、親の家庭教育に関する学びの機会を提供します。

家庭の教育力を高めるための「やーなれー運動」「親の学びあいプログラム」や講座等を実施します。(学校教育課)

② 弁当の日の実施

子どもが弁当を1人でつくることにより食への興味を引出し、命の尊さや料理をつくる人への感謝の気持ちを育むため、名護市内のすべての市立小中学校において引き続き弁当の日を推進します。(教育委員会総務課)

③ 「名護市教育の日」の充実

市民の教育に対する意識と関心を高めるとともに、家庭、学校、地域、関係機関・団体が互いに連携し、地域全体で子どもたちを守り育てる環境づくりに取り組むことで、自らの「生きる力」を育み、「命の大切さや命のつながり」を後世へと伝え、夢と希望に満ちあふれた子どもたちを育てるため、1月の「名護市教育月間」において、様々な関連行事を開催し、1月の第3日曜日の「名護市教育の日」の周知に努めます。(教育委員会総務課)

④ 「子どもの家」事業の支援

放課後の居場所に困っている子どもとその父母を支援するために、地域の公民館や集会所等を活用して、地域の支援者の人材確保に努め、現在開所している子どもたちの放課後の居場所「子どもの家」の継続に取り組み、地域の皆で地域の子どものを育てます。(地域経済部 地域力推進課)

施策の目標

指 標	現状(平成 30 年度)	目標 (令和 6 年度)
子どもの家実施数	18 ヲ所	18 ヲ所

〔 具体的施策 〕

(3) 社会教育団体の活性化

現状・課題

「名護市子ども会育成連絡協議会」「名護市青年ネットワーク連合会」「名護市婦人会」「名護市 PTA 連合会」ともに積極的、活発に活動に取り組んでいますが、社会教育団体は、各区等の団体や会員の加入、役員の担い手不足など、これまでと同様に課題が残っています。

従来のイベント型や動員型の活動や取組になるのではなく、時代に応じた組織の有り方、団体へのニーズや必要性、活動内容の改善など、各社会教育団体自ら抱える課題について会員相互が議論し、どのような活動や役割が望まれるのか、団体の活性化に自ら試行錯誤する取組が望まれています。

主な取組

① 各支所（社会教育主事）による地域の社会教育団体支部組織等の支援

各支所管内の社会教育団体の課題を把握するため、支所職員が地域活動や団体活動に出向くよう努め、課題解決に向けた手立てを住民とともに考え、社会教育団体活動の実践を支援します。（各支所）

② 各種社会教育団体等の活動の支援

「名護市子ども会育成連絡協議会」「名護市青年ネットワーク連合会」「名護市婦人会」「名護市 PTA 連合会」等の活動を支援し、時代に応じた組織の有り方や活動内容など、各社会教育団体自ら、抱える課題の改善に向け会員が相互に議論し、団体の活性化に自ら試行錯誤し取り組めるよう、団体指導者研修会等を実施し支援します。（地域経済部地域力推進課）

施策の目標

指 標	現状(平成 30 年度)	目標（令和 6 年度）
社会教育団体指導者研修会への参加者数	118 名	120 名



ふるさと・未来・絆リーダー研修（渡嘉敷村）



名護市青年エイサー祭り

第 4 章

推進方策

- 1 この計画を推進するに当たり、重点的に取り組むべき課題については、「名護市教育委員会重点施策」を毎年度策定し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に規定される教育に関する事務の管理及び振興の状況の点検及び評価を行い、P D C A サイクルに基づく進捗管理を行います。
- 2 市立学校はもとより公立大学法人名桜大学や国立沖縄工業高等専門学校、北部地区の各教育関係機関、地域、民間団体等と連携を図りながら、成果目標の達成に向けて取り組みます。

